

電子入札の運用について

1 電子入札の概要

国土交通省や多くの自治体で採用されている「電子コアシステム」をベースに開発されたシステムを使用し、現行の紙による入札から開札までの手続きを、インターネットを利用して行えるようにしたものです。

2 電子入札の導入目的

- ・入札の公正性、透明性の確保、競争性の向上
- ・入札参加者の負担軽減
- ・入札事務の正確性、効率性の向上

3 導入スケジュール

- ・令和7年8月 電子入札システム運用開始
- ・令和8年6月 電子入札対象工種の拡大

4 電子入札の対象案件

- ・現行
予定価格が200万円以上の工事希望型指名競争入札のうち、土木一式工事A級B級、建築一式工事A級B級、管工事A級および電気工事（一般）A級のうち市が対象としたもの
- ・令和8年6月1日以降に入札公告する案件から
予定価格が200万円以上の工事希望型指名競争入札（全工種）のうち、市が指定したもの ※JV方式を除く

5 運用時間

電子入札システム、入札情報公開システム及び電子入札ヘルプデスクの運用時間は、平日（土日祝日、年末年始を除く）の次の時間帯とします。

内 容	時 間
電子入札システム	午前8時から午後10時まで
入札情報公開システム	午前6時から午後11時まで
電子入札ヘルプデスク	午前9時から午後5時30分まで (正午から午後1時までの間は除く)

問い合わせ先

株式会社日立システムズ 電子入札ヘルプデスク

TEL : 0570-021-777 e-mail : sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

6 現行の入札方法との比較

項目	内容	事務手続き	
		令和7年8月以降	
		郵便入札	電子入札
公告	公告内容の閲覧	PPI※	PPI※
	設計図書の配布等	PPI※	PPI※
	質問書の提出	電子メール	電子入札システム
	回答の公表	PPI※	PPI※
	競争参加資格 確認申請	電子メール	電子入札システム
	競争参加資格 確認通知	電子メール	電子入札システム
入札 開札	入札書・工事費内訳書の提出	郵送	電子入札システム
	辞退届の提出	持参または 電子メール	電子入札システム
	入札・開札場所	市役所会議室等	電子入札システム
	落札結果公表	契約検査課窓口 および PPI※	契約検査課窓口 および PPI※

※PPI：入札情報公開システム

7 競争参加資格確認通知書

競争参加資格確認通知書（これまでの指名通知にあたる書類）は、電子入札システムで通知します。競争参加資格確認通知書が届きましたら、電子入札システム利用者登録時に登録されたメールアドレスにお知らせが届きます。

8 入札書等の提出方法

入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札に必要な事項を入力し、電子入札システムにより入札書及び工事費内訳書を提出してください。

(1) 入札書

入札金額、入札参加者の商号又は名称、くじ番号（0 から 999 までの任意の整数）等必要事項をすべて記載があるものを有効な入札書とするので、提出前には記載内容を確認してください。（入札書を提出した者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていないことを誓約したものとみなします。）

(2) 工事費内訳書

作成後、電子ファイルにより提出してください。また、工事費内訳書の作成に使用するファイルは1ファイルとします。添付できるファイルの大きさは3MBまでです。(ファイルの作成方法及びその取扱い方法については、5ページの「17」を参照してください。)

入札書及び工事費内訳書(以下「入札書等」という。)が提出されたときは、電子入札システムにより受付票を発行します。また、入札締切日時を経過後直ちに電子入札を締め切り、書面参加者を除くすべての入札参加者にその旨を通知します。

9 入札の辞退

入札公告により入札参加申請をした入札参加者が入札を辞退するときは、辞退届を電子入札システムにより提出してください。辞退届が提出されたときは、電子入札システムにより受付票を発行します。

10 重複届の取扱い

電子入札において落札決定した後、次の入札案件まで時間が限られることから、新たに「重複届出書」を提出することで自動失格とする取扱いを開始します。

【重複届出書を提出する上での注意点】

- ① 重複届出書は、参加資格確認申請書提出期限までに電子メールで提出してください。期限をすぎた場合は受付できませんので、ご注意ください。
- ② 重複届出書を提出後、落札希望件数が変わる場合は直ちに新たな重複届出書を提出してください。その場合も参加資格確認申請書提出期限を過ぎた場合は受付できません。
- ③ 入札時間の早い案件から順に落札決定し、届出の希望件数に達した場合、以後の案件は自動失格とします。なお、自動失格を希望する案件を指定することはできません。
- ④ 重複届出書は、配置予定技術者を事前確認するものではありません。
- ⑤ 重複届出書を提出しないで落札した案件について、技術者が配置できない等の理由で契約を締結しない場合、指名停止等の措置を行うことがあります。

11 開札時の立会

電子入札の開札において書面参加者がいない場合は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8第2項及び第167条の13の規定により、開札立会人を立ち合わせないものとします。

第百六十七条の八 一般競争入札の開札は、第百六十七条の六第一項の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち会わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、一般競争入札において、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であつて、普通地方公共団体の長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせないことができる。

第百六十七条の十三第百六十七条の七から第百六十七条の十まで及び第百六十七条の十の二（第六項を除く。）の規定は、指名競争入札の場合について準用する

12 開札の執行

開札は、事前に設定した開札日時に行います。当該入札に書面参加者がいる場合は、封入封かんされた当該入札書を開封し、その内容を入札執行職員が電子入札システムに登録した後、システムによる開札を行います。

13 入札書等未到達者の取扱い

入札公告により入札参加申請をした入札参加者の入札書等が、入札書受付締切日時までに電子入札システムサーバーに到達しない場合は、失格者として取扱います。（失格者の取扱いになった場合は、次回の電子入札又は書面参加による入札への参加を制限する場合があるので、入札を辞退するときは、必ず辞退届を提出してください。）

14 入札書提出後の修正等の処理

入札書等は、入札参加者の送信データが電子入札システムサーバーに到達した時点で提出されたものとし、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回することができません。（電子入札システムによる入札書等の提出後、開札前に当該入札参加者の参加資格が喪失したと認められるとき（指名停止処分又は倒産等、又は他の案件を落札し配置予定技術者を配置できなくなったとき）は、当該入札書を無効として取扱います。）

15 落札者又は落札候補者の決定

開札後、電子入札システムに入札結果を登録し、落札者を決定します。

低入札価格調査基準額を下回る入札のため落札者を保留したときは、電子入札システムにより、その旨を入札参加者に通知し、落札者を決定したときは、落札者決定通知を落札者に送付します。

16 くじによる処理

落札者（又は落札候補者）となる入札に同額の入札が2以上ある場合は、電子入札システムに内蔵された自動くじ引き（以下「電子くじ」という。）を利用し落札者（又は落札候補者）を決定します。

17 再度の入札

電子入札を行った結果、落札者又は落札候補者が決定しないときに再度の入札を行う場合は、次のとおり電子入札により実施します。

- (1) 再入札は、原則として、第1回目の開札の翌日(その日が市の休日にあたる場合は、その翌日とする。)に実施します。
- (2) 第1回目の開札の時間設定の状況により、当日に再入札を行う時間的な余裕があり、かつ、再入札を行う環境が整うと判断できる場合は、概ね3時間以上をあげ再入札を行うものとします。
- (3) 再入札を行う場合は、当該入札の入札参加者全員に入札結果通知とあわせて、その旨を通知します。
- (4) 再入札に参加できる者は、第1回目の入札において、有効と認められる入札を行った者のなかで、当該入札への参加を希望する者としませんが、再入札への参加を希望しない場合は、辞退届を提出してください。
- (5) 辞退届の提出がない場合で、再入札の入札書が入札書受付締切日時までに電子入札システムサーバーに到達しない場合は、当該再入札への参加を辞退したものとみなします。(この場合、失格者の取扱いとは異なります。あくまでも辞退したものとみなすので、次回の電子入札又は書面参加への参加を制限することはありません。)
- (6) 再入札に書面参加者が含まれる場合、入札書等の提出は、市が指定した日時及び場所に持参してください。

18 使用アプリケーション及びファイル形式等の指定

入札参加者が当該入札案件にて提出する書類(以下「提出書類等」という。)を電子入札システムの機能を利用して電子ファイルにより提出するときは、使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は下欄に掲げるとおりとします。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Word	Word 2013形式以降のもの
Microsoft Excel	Excel 2013形式以降のもの
その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) 上記以外のファイルで市が認めたもの

19 圧縮方法の指定

提出書類等をファイル圧縮する場合は、LZH形式又はZIP形式に限定するものとします。

20 書面参加承諾の基準及び取扱い

電子入札に係る手続の開始日(入札公告日をいう。)から入札書受付締切日の前日(前日が開庁日ではない場合は、その直前の開庁日)の正午までに入札参加者から書面参加移行承認申請書が提出されたときは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、全体の入札手続に支障がないと認められる場合に限り、書面参加を承諾するものとします。

(書面参加による参加の適否については、書面参加移行(承認・否認)通知書により申請者あて通知します。)

- (1) ICカードの登録内容に変更があり、再取得の手続を行っている場合
- (2) ICカードの破損等により、再取得の手続を行っている場合
- (3) 入札参加者の電子計算機の通信障害等により、電子入札を行うことが困難な場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、入札参加者の責によらないやむを得ない理由があると認められた場合

書面参加を承諾したときは、当該入札参加者を書面参加者として電子入札システムに登録します。(当該入札参加者を書面参加者として認めたときは、当該案件について、電子入札システムの使用を認めません。ただし、すでに電子入札システムを利用して提出された書類の送受信については、有効なものとして取扱います。)

21 書面参加を承諾した場合の入札書等の持参又は郵送

書面参加者として認められた者が、書面参加を行う場合の入札手続きについては、次のとおりとします。

- (1) 書面参加者の書類等の提出期限は、電子入札システムによる当該書類の提出期限と同一とします。(郵送による場合は、配達日指定郵便、かつ、特定記録郵便、簡易書留又は一般書留のいずれかを利用してください。)
- (2) 書面参加者は、紙媒体による入札書及び工事費内訳書を提出するときは、次の手順により行ってください。

- ① 封筒のサイズは、長形3号とする。
- ② 封かんし、ホームページからダウンロードした「入札用封筒貼り付け用紙」を封筒に貼り付け、必要事項を記入する。

- (3) 書面参加者は、当該入札の落札者の決定がくじ引きとなった場合のため、あらかじめ電子くじに使用する3桁の任意の数値を入札書に記入してください。

電子くじを実施する場合は、市が書面参加者に代わって当該数値を電子入札システムに入力します。(ただし、入札書に電子くじに使用する数値の記載がない場合は、入札書に記載されている入札金額の上3桁の数字を電子くじに使用する数値として、電子入札システムに入力するものとします。)

22 免責事項

電子入札システムの利用により発生したいかなる損害についても、市は何ら責任を負わないものとします。